

N P O法人コミュフル 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、N P O法人コミュフル という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都大田区東馬込二丁目 7 番 3-406 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、知的及び心身の障がいにより支援を必要とする方、そのご家族並びに支援に携わる方々に対し、ソフトウェア・ハードウェア機器・システムの研究・開発・製作及び提供に関する事業を行い、障がいのある人々が円滑にコミュニケーションを行い、安全で安心かつ便利な日常生活の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① コミュニケーション支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業
 - ② 障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業
 - ③ 障がい者のための教育支援事業
 - ④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員：この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければいけない。

(入会金・会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上、8人以内
 - (2)監事 1人以上、2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を事務局長とする。
- 3 必要に応じ、理事のうち2人以内の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長・事務局長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法 第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長及び事務局長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長及び事務局長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければいけない

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表者が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局員その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表者が任免する。

第 5 章 社員総会

(種別)

第 21 条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5)事業報告及び活動決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)資産の管理の方法
- (8)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)解散における残余財産の帰属
- (10)事務局の組織及び運営
- (11)その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常社員総会は、毎事業年度 1 回開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3)第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 社員総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 総会は、オンラインによる開催も可能とする。

(議長)

第 26 条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 社員総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 社員総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。また、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 1 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2)前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3)社員総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
- (4)議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)社員総会に付議すべき事項
- (2)社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)代表者が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3)第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表者が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、オンラインによる開催も可能とする。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表者がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。また、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 37 条及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
- (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立の時の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(寄付金品)

第 41 条 当団体は常時寄付金品を募ることができる。

- 2 寄付金品は、第 5 条に定める特定非営利活動に係る事業に使用するほか、この法人の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）

第 43 条 この法人の資産は、代表者が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表者が別に定める。

（会計の原則）

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 45 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表者が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表者は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表者が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり同年 12 月 31 日に終わる。

（臨機の措置）

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)社員総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続き開始の決定
- (6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 57 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局は、事務局長が総理し、必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第 58 条 事務局職員の任免は、代表者が行う。

(組織及び運営)

第 59 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表者が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 60 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て代表者がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	西村 大介
理事 事務局長	今村 廉彦
理事	小林 広樹
理事	福原 あおい
理事	三雲 崇正
理事 相談役	谷口 義博
監事	遠藤 晶子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 12 月 31 日までとする。4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立社員総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 12 月 31 日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 正会員（個人・団体） 6,000 円 賛助会員（個人・団体） 1 口 5,000 円・（1 口以上）

7 この法人の設立当初の主たる事務所は、東京都大田区東馬込二丁目 7 番 3-406 号に置く。

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人コミュフル

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- ☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	理事・監事	ニシムラ ダイスケ 西村 大介		有・無	理事長
2	理事・監事	イマムラ ヤスヒコ 今村 廉彦		有・無	事務局長
3	理事・監事	コバヤシ ヒロキ 小林 広樹		有・無	
4	理事・監事	フクハラ アオイ 福原 あおい		有・無	
5	理事・監事	ミクモ タカマサ 三雲 崇正		有・無	
6	理事・監事	タニグチ ヨシヒロ 谷口 義博		有・無	相談役
7	理事・監事	エンドウ アキコ 遠藤 晶子		有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

NPO法人コミュフル

1 事業実施の方針

視覚障がい・聴覚障がいをはじめとする肢体障がいを持つ方々が、社会生活において不自由なくコミュニケーションを取れる環境を実現することを目的とする。
最新のIT・AI・ロボット技術を有機的に結合させ、障がい者と健常者の間の壁を低減し、誰もが安心して生活できる共生社会の形成に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 32,200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
コミュニケーション支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	①聴覚障がい者支援アプリ・アバターの開発・普及事業 ②視覚・聴覚重複障がい者向け点字・接触手話支援機器の開発事業 ③ALS患者向け視線解析装置の開発・提供	①年間 ②年間 ③年間	①東京 ②東京 ③東京	①5 ②3 ③2	①聴覚障がい者 ②視覚・聴覚重複障がい者 ③ALS患者	①不特定多数 ②不特定多数 ③不特定多数	①9,800 ②5,650 ③4,950
障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	①視覚障がい者の安全支援（白杖ビーコンタグ普及） ②白杖ビーコン発信機のライセンス提供	①年間 ②年間	①東京 ②全国	①3 ②1	①視覚障がい者 ②視覚障がい者	①8,000人 ②不特定多数	①5,400 ②600
障がい者のための教育支援事業	普及啓発活動、AI手話アバター利用での手話体験セミナー、手話教室	年3回	都内2ヶ所・神奈川県川1ヶ所	3	障害者支援有志	100人×3回	5,800
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	なし						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし	なし				

令和9年度

事業計画書

NPO法人コミュフル

1 事業実施の方針

視覚障がい・聴覚障がいをはじめとする肢体障がいを持つ方々が、社会生活において不自由なくコミュニケーションを取れる環境を実現することを目的とする。

最新のIT・AI・ロボット技術を有機的に結合させ、障がい者と健常者の間の壁を低減し、誰もが安心して生活できる共生社会の形成に寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【20,540】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
コミュニケーション支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	①聴覚障がい者支援アプリ・アバターの開発・普及事業 ②視覚・聴覚重複障がい者向け点字・接触手話支援機器の開発事業 ③ALS患者向け視線解析装置の開発・提供	①年間 ②年間 ③年間	①東京 ②東京 ③全国	①5 ②3 ③2	①聴覚障がい者 ②視覚・聴覚重複障がい者 ③ALS患者	①不特定多数 ②不特定多数 ③不特定多数	①5,400 ②4,200 ③3,000
障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	①視覚障がい者の安全支援（白杖ビーコンタグ普及） ②白杖ビーコン発信機のライセンス提供	①年間 ②年間	①東京 ②全国	①3 ②1	①視覚障がい者 ②視覚障がい者	①4,000人 ②不特定多数	①2,040 ②900
障がい者のための教育支援事業	普及啓発活動、AI手話アバター利用での手話体験セミナー、手話教室	年3回	都内2ヶ所・神奈川1ヶ所	3	障害者支援有志	100人×3回	5,000
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	なし						

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
なし					

令和 8 年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人コミュフル

(単位：円)

科	目	金 額	小計・合計
【A】 経 常 収 益			
1	受取会費		1,500,000
	正会員受取会費	300,000	
	賛助会員受取会費	1,200,000	
2	受取寄附金		20,000,000
	受取寄附金	20,000,000	
	施設等受入評価益	0	0
3	受取助成金等		12,000,000
	受取補助金	12,000,000	
4	事業収益		6,700,000
	①コミュニケーション支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	3,600,000	
	②障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	2,500,000	
	③障がい者のための教育支援事業	600,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
経 常 収 益 計			40,200,000
【B】 経 常 費 用			
1	事業費		
	(1) 人件費		12,300,000
	給料手当	12,000,000	
	福利厚生費	300,000	
	(2) その他経費		19,900,000
	会議費	1,200,000	
	旅費交通費	2,400,000	
	消耗品費	1,200,000	
	什器備品費	2,500,000	
	印刷製本費	600,000	
	外注製作費	12,000,000	
事業費計			32,200,000
2	管理費		
	(1) 人件費		2,200,000
	役員報酬	600,000	
	給料手当	1,500,000	
	福利厚生費	100,000	
	(2) その他経費		5,600,000
	消耗品費	300,000	
	水道光熱費	900,000	
	通信運搬費	600,000	
	地代家賃	3,000,000	
	旅費交通費	100,000	
	減価償却費	100,000	
	什器備品費	600,000	
管理費計			7,800,000
経 常 費 用 計			40,000,000
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①			200,000
【C】 経 常 外 収 益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経 常 外 収 益 計			0
【D】 経 常 外 費 用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経 常 外 費 用 計			0
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②			0
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③			200,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	設立時正味財産額・・・⑤		0
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤			130,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人コミュフル

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1	受取会費		1,500,000
	正会員受取会費	300,000	
	賛助会員受取会費	1,200,000	
2	受取寄附金		3,000,000
	受取寄附金	3,000,000	
3	受取助成金等		12,000,000
	受取補助金	12,000,000	
4	事業収益		9,800,000
	①コミュニケーション支援のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	5,000,000	
	②障がい者安全確保のためのソフト・ハード機器・システムの開発・製造及び提供・販売事業	3,900,000	
	③障がい者のための教育支援事業	900,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
経常収益計			26,300,000
【B】 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費		9,300,000
	給料手当	9,000,000	
	福利厚生費	300,000	
	(2) その他経費		11,240,000
	会議費	800,000	
	旅費交通費	2,400,000	
	消耗品費	1,200,000	
	什器備品費	600,000	
	印刷製本費	240,000	
	外注製作費	6,000,000	
事業費計			20,540,000
2	管理費		
	(1) 人件費		2,200,000
	役員報酬	600,000	
	給料手当	1,500,000	
	福利厚生費	100,000	
	(2) その他経費		3,500,000
	消耗品費	300,000	
	水道光熱費	900,000	
	通信運搬費	600,000	
	地代家賃	1,500,000	
	旅費交通費	100,000	
	什器備品費	100,000	
管理費計			5,700,000
経常費用計			26,240,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			60,000
【C】 経常外収益			
	固定資産売却益	0	
	過年度損益修正益	0	
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
	固定資産売却損	0	
	災害損失	0	
	過年度損益修正損	0	
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			60,000
	法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
	前期繰越正味財産額・・・⑤		130,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤			120,000

NPO法人コミュフル 設立趣旨書

■設立の目的

視覚障害・聴覚障害を始めとした各種肢体障害により、一般生活において対人コミュニケーションに支障を持つ方達があります。

IT・ロボット・AI 技術等の科学技術進化は、既に、このコミュニケーション課題を解決する域に手が届くところまで来ています。

しかしながら、これらの技術は、まだ個としての存在であることが多く、コミュニケーション問題を解決するツールとまではなりえていないのが現実でもあります。

個々の技術を繋ぐインターフェイスの開発、個々の技術の昇華、不足する技術の開発を行っていくことにより、各種障害を持つ方達が、通常生活で問題なくコミュニケーションが取れる世界の実現を目指していきます。

現状の技術を進化させ、有機的に結合させ、コミュニケーション課題を解決できるシステムを組み上げていくために、その核となる本法人を設立することといたしました。

◇ 現状と課題

PC 利用で音声入力ができる状態まで技術が進化しても、講演会等では未だに手話通訳を介しての公聴というのが現実で、間接的コミュニケーションとなっています。

また、視覚・聴覚ともに障害を持つ方に対しては、仲介となる通訳技術保有者を確保することにも困難を極めるというのが実情です。

視覚障害者は、ヘルプ信号を発したくとも、どこに向けてその信号を発すればいいのかもわかりづらい社会というのが現実です。

重複肢体不自由者に至っては、意思を読み取る際に、特殊的な技能を有した方を介さないと意思を伝えられない状態です。

このように、各種肢体障害を有する方たちがコミュニケーションを取ろうとした場合、大半は、人を介さなければコミュニケーションが取れないといった現実があります。

一方、技術的には、IT・ロボット・AI 技術等の革新的発達により、サポートできる各種技術が出現はしてきているものの、それらの技術が有機的連携とまではいっておらず、コミュニケーション問題の解決策までは昇華できていません。

◇ 解決のために

IT・ロボット技術により開発されたツールを、AI 技術利用により有機的に結合させ、各種肢体障害を有する方達でも簡単に使いこなせるシステムとなるよう組み上げていきます。

同様に、各種技術が有機的に結合したコミュニケーションツールを、健常者が容易に利用できる環境を作ることにより、障害者とのコミュニケーションを確立させていきます。

また、これらのツールを安価に提供できるよう、技術の平準化・一般化を推し進めていくこととします。

令和 7 年 9 月 12 日

設立代表者

氏名 西村 大介